

平成 17 年 10 月 1 日
17 総（通達）第 10 号
（最終改正）平成 28 年 3 月 25 日
27 総（通達）第 30 号

○ 保有個人情報の開示決定等に係る審査基準

（目的）

第 1 条 この通達は、個人情報保護規程（17（規程）第 57 号）第 21 条の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における、開示請求、訂正請求、利用停止請求された保有個人情報の開示決定等（以下「開示決定等」という。）に係る審査に当たっての基準を定め、もってその適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（保有特定個人情報の取扱い）

第 1 条の 2 保有特定個人情報の開示決定等に係る審査基準については、人事部長が別に定める。

（保有個人情報に該当するか否かの基準）

第 2 条 開示請求の対象となる「保有個人情報」とは、機構の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、機構の役員及び職員並びに技術開発協力員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者並びに派遣労働者（以下「職員等」という。）が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書（以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限り、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものや歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものを含まない。

2 保有個人情報が「組織的に用いるもの」に該当するか否かについては、次に掲げる観点から総合的に判断を行うものとする。

（1）保有個人情報の作成又は取得の状況

- イ 職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものかどうか
- ロ 直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったかどうか

（2）保有個人情報の利用の状況

- イ 業務上必要なものとして他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか
- ロ 他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか

（3）保存又は廃棄の状況

- イ 専ら当該職員の判断で処理できる性質の媒体に記録された個人情報であるかどうか
- ロ 組織として管理している職員共用の保存場所等で保存されているものであるかどうか

（4）以下のものは「組織的に用いるもの」に該当しない。

- イ 職員が単独で作成し、又は取得した個人情報であって、専ら自己の職務の遂行

の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための資料、備忘録など）

ロ 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する保有個人情報と重複する当該個人情報の写し

(5) どの段階から組織として共用された情報の実質を備えた状態になるかについては、個人情報の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、以下の時点を目安とする。

イ 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、回議に付された時点

ロ 会議資料に記録されたものについては会議に提出した時点

ハ 申請書等に記録されたものについては申請書等が機構に到達した時点

ニ 組織として管理している職員共用の保存場所等に保存した時点

3 「保有しているもの」とは、所持している個人情報をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該媒体を事実上支配していれば、「所持」に当たる。ただし、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合を除く。

(保有個人情報を特定するための基準)

第3条 保有個人情報の特定は、開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載から職員が開示請求者の求める保有個人情報を他の保有個人情報と識別できるか否かにより、判断するものとし、「自己の〇〇に関する情報」（〇〇の事柄の具体性の程度による）、「機構の保有する自己に関する保有個人情報」という記載がされている場合は、「特定するに足りる」場合には当たらない。

(保有個人情報の開示義務等)

第4条 開示請求があったときは、次に掲げる場合を除き、開示請求のあった保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第14条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)が含まれているため、全て不開示とする場合(不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。)

(2) 法第17条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合

(3) 開示請求に係る個人情報を機構が保有していない場合又は開示請求の対象が記録されている文書が法人文書に該当しないとき

(4) 開示請求の対象が、他の法律において開示手続が定められており、法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものであるとき

(5) 開示請求手数料が納付されていない場合、保有個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき

2 部分開示

開示義務に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

3 裁量的開示

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

4 法人文書の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報(法第14条第1号関係))

第5条 法第14条第1号に定める「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」に該当するか否かについては、次に掲げる観点から判断を行うものとする。

- (1) 健康診断結果や精密検査結果において、本人の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合等、開示が必ずしも本人の利益にならない情報を指す。
- (2) 本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

(個人に関する情報(法第14条第2号関係))

第6条 法第14条第2号に定める「個人に関する情報」に該当するか否かについては、次の各号並びに第2項及び第3項に掲げる観点から判断を行うものとする。

(1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」

開示請求に係る個人情報に含まれている、本人以外の第三者(個人)の情報をいう。

なお、「個人に関する情報」は、法第2条に定義される「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

「その他の記述等」としては、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等の情報をいう。

(3) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」

イ 当該情報単独では識別することができないが、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものをいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

ロ 特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、通例は「他の情報」に含めないものとし、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野にいれつつ、合理的な範囲で考慮するものとする。

(4)「開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの等、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものをいう。

2 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(法第14条第2号ただし書イ)

(1)「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定をいう。

(2)「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、請求者の家族構成に関する情報(名前や年齢、職業等)等、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。また、情報公開法第5条イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

(3)「知ることが予定されている情報」

複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合等、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定(将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものとして考えられることをいう。)されている情報をいう。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(法第14条第2号ただし書ロ)

不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る情報をいう。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じ慎重な検討を行うものとする。

4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(法第14条第2号ただし書ハ)

情報公開法第5条第1号ハにおいて規定されているものと同様に、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報をいう。

(1)「職務の遂行に係る情報」

「職務の遂行に係る情報」とは、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報等、公務員等が国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

(2)「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

情報公開法において規定されている公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職名及び職務遂行の内容をいう。

(3) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第14条第2号ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとする。

人事異動の官報への掲載等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合や、機構が作成し、又は機構が公にする意思をもって(又は公にされることを前提に)提供した情報をもとに作成され、現に一般に販売されている財務省印刷局発行の「職員録」に職と氏名とが掲載されている場合(機構分については課長級以上の職及び氏名を掲載)には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

(法人等に関する情報(法第14条第3号関係))

第7条 法第14条第3号に定める「法人等に関する情報」に該当するか否かについては、次の各号に掲げる観点から判断を行うものとする。

(1) 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」

イ「法人その他の団体に関する情報」

「法人」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等が含まれる。また、「その他の団体」には法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

ロ「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人の情報ではあるものの、事業に関する情報であるので、イに掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、本号で規定する不開示情報とする。

ハ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」

それを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、それを不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が上回る情報をいい、現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

(2) 「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(法第14条第3号イ)

イ「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

ロ「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ハ「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

ニ「害するおそれ」

「おそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があることをいう。「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と公益との関係等を十分考慮して判断するものとする。

(3) 「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(法第14条第3号ロ)

イ「独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

機構の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、機構の要請を受けずに提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、機構が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合(例えば、民間企業等からの相談の内容など。)には、含まれ得る。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれない。

「開示しない」とは、第三者に対して当該情報を提供しない意味であり、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」とは、双方の合意により成立するものであって、機構の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から機構の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれる。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除するものではない。

ロ 法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において開示しないこととしているだけでは足りない。開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時における諸般の事情を考慮して判断するが、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり同種の情報が既に開示されている場合等、必要に応じ、その後の変化も考慮するものとする。

(審議、検討等に関する情報(法第14条第4号関係))

第8条 法第14条第4号に定める「審議、検討等に関する情報」に該当するか否かについては、次に掲げる観点から判断を行うものとする。

(1) 「国の機関」

国会、内閣、裁判所及び会計検査院(これらに属する機関を含む。)を指す。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は機構が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討などの各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。

(4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいう。

(6) 「不当に」

「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものをいう。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

(事務又は事業に関する情報(法第 14 条第 5 号関係))

第 9 条 法第 14 条第 5 号に定める「事務又は事業に関する情報」に該当するか否かについては、次に掲げる観点から判断を行うものとする。

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(法第 14 条第 5 号本文)

イ「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として法第 14 条第 5 号イからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるものの例示であって、これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等があり得る。

ロ「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

ハ「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かは、各規定の要件の該当性を客観的に判断するとともに、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、

個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ(法第 14 条第 5 号イ)

イ 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること等、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態をいう。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

ロ 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」(我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力機構等)の事務局等を含む。以下「他国等」という。)との間で、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

ハ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関する我が国の立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被る等、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。

(3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他の公共の安全と秩序の維持の維持に支障を及ぼすおそれ」(法第 14 条第 5 号ロ)

イ 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員(警察官)と特別司法警察職員(労働基準監督官、海上保安官等)とがある。機構が犯罪捜査を直接行うことはないが、これらに関する情報を何らかの形で取得した場合が想定される。

ロ 「公共の安全と秩序の維持」

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものをいう。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる。また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報(例えば、火薬類、毒物、劇物等の保管に関する情報。)や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、不開示となる。

- (4)「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第14条第5号ハ)

イ「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税の賦課若しくは徴収」とは国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること若しくは租税その他の収入金を取ることをいう。

- ロ 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報等、事前に開示すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれをいう。また、事後であっても、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得る。

- (5)「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第14条第5号ニ)

イ「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求等、訴えを起こして争うことをいう。

- ロ「国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

- ・ 用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる場合
 - ・ 交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合
- 等、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある国、独立行政法人等又は地方公共団体が一方の当事者となる契約等において、財産上の利益又は当事者としての利益を不当に害するおそれをいう。
- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第14条第5号ホ)
- ・ 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - ・ 試行錯誤の段階のものについて、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合
- 等、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。
- (7) 「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第14条第5号ヘ)
- 勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるもの等、国の機関等が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること)に係る事務についてその公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。
- (8) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第14条第5号ト)
- 国、若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれをいう。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その不開示の範囲は法第14条第3号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。
- (9) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(法第14条第5号)
- 第2項から第8項に掲げるもののほか、機構内の情報システムセキュリティに関する情報等、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものをいう。

(部分開示に該当するか否かの基準(法第15条関係))

第10条 法第15条に定める部分開示に該当するか否かについては、次に掲げる観点から判断を行うものとする。

(1) 法第15条第1項関係

イ 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれていた場合をいう。

ロ 「容易に区分して除くことができるとき」

(イ) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するののかという区分けが

容易な場合をいう。区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は、これに該当しない。

(ロ) 「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

(ハ) 録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報等、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合等、不開示情報部分のみを除去することが容易ではない場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

(ニ) 電磁的記録について、紙に出力する場合ではなく、電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えないときは、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

ハ「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかの方法の選択については、機構が、法の目的に沿った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

(2) 法第 15 条第 2 項関係

イ「開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合」

開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の氏名等が含まれている場合をいう。

ロ「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じない場合をいう。なお、個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められるものを除く。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用する。

(裁量的開示に該当するか否かの基準(法第 16 条関係))

第 11 条 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、法第 14 条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、機構の判断により、個人の権利利益を保護するために開示する必要があると認められる場合をいう。

(法人文書の存否に関する情報に該当するか否かの基準(法第 17 条関係))

第 12 条 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした

内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求等があった場合等、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。

(保有個人情報の訂正請求対象に該当するか否かの基準)

第13条 訂正請求の対象となる保有個人情報は、次に掲げるものをいう。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を行った保有個人情報

開示決定により保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された保有個人情報をいう

(2) 事案の移送を行った場合に、移送を受けた行政機関が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第21条3行に規定する開示決定に基づき開示を行った保有個人情報

機構から事案の移送を受けた行政機関が行った開示決定に基づき、行政機関が開示を行った保有個人情報をいう

(3) 開示決定に係る保有個人情報であつて、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を行ったもの

他の法令の規定により開示を受けてのものであつて、法の開示決定に係るものをいう。

(保有個人情報の訂正義務(法第29条関係))

第14条 訂正請求があつたときは、次の各号を踏まえて、当該保有個人情報を訂正しなければならない。

(1) 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、機構による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。なお、適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるため、これに該当しない。ただし、事実関係が明らかでない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

(2) 「利用目的の達成に必要な範囲」

訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲をいう。例えば、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することが求められた場合には、訂正する必要がないと考えられる。

(3) 「保有個人情報の訂正」とは、当該請求を受けた保有個人情報それ自体の訂正であり、当該情報に基づいてなされた機構の行為の効力はその対象に該当しない。

(保有個人情報の利用停止請求対象に該当するか否かの基準)

第15条 利用停止請求の対象となる保有個人情報は、次に掲げるものをいう。ただし、当該保有個人情報の利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しているもの

法第3条第2項の規定に違反して、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有している個人情報をいう。なお、法第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目

的の変更を行っている保有個人情報も含まれる。

(2) 偽りその他不正の手段により取得したもの

例えば、偽り、暴行、脅迫等の手段により取得したもの、又は個人情報の取得について定めた個別の法令に違反して取得したもの等、適法かつ適正に取得されていない保有個人情報をいう。

(3) 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために利用又は提供されているもの

法第9条第1項及び第2項の規定に違反して、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で利用又は提供されている保有個人情報をいう。

(保有個人情報の利用停止義務(法第38条関係))

第16条 利用停止請求があったときは、次の各号を踏まえて、当該保有個人情報を利用停止しなければならない。

(1) 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由がある」とは、機構の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行った上で、前条に該当する違反の事実があると機構が認めるときをいう。

(2) 「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、前条に該当する違反状態を是正することをいう。

「必要な限度」とは、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるというように、その違反の状態の是正に必要な程度をいう。

なお、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用が不可能となることから、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。

(3) 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止により保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場合をいう。

(4) 「保有個人情報の利用停止」とは、当該請求を受けた保有個人情報それ自体の利用停止であり、当該情報に基づいてなされた機構の行為の効力はその対象に該当しない。

附 則

この通達は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日 26総(通達)第16号)

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日 26 総（通達）第 55 号）
この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 22 日 27 総（通達）第 18 号）
この通達は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日 27 総（通達）第 30 号）
この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。